

ばらつき測定数の考え方（宇佐市）

主たる工種において、測定項目毎に概ね 10 点（最小 8 点）以上の管理点がないため、ばらつき判断が出来ない工事は加算対象とならない。

したがって、工種及び工事の規模によっては、平等かつ公正に評価されない項目もあるため、下記のとおり運用する。

記

主たる工種において、測定項目毎に概ね 10 点（最小 8 点）以上の管理点（測定基準上の管理点）がない場合、発注者と受注者との協議（施工計画書又は指示協議承諾書）により管理点を決定することが出来る。また、概ね 10 点（最小 8 点）以上決定した場合、検査（ばらつき判断）の対象とする。

ただし、工事書類を簡素化するため、原則必要以上の管理点を求めない。

1. 路床工（基準高）の場合

- ① 路体盛土工・路床盛土工・掘削工の基準高は、道路構造を管理するうえで同一視点・基準であり、規格値も同一であることから、一括に管理しても良い（ばらつきは一緒のばらつきとして良い）。
- ② 測点上に基準高の管理点が 3 点（中心、端部）あった場合、ばらつきは一緒のばらつきとし、測定数は 3 点とする。
- ③ 「施工延長が 40 m（測点間隔 25m の場合は、50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所」となっているが、40m 以内の設計図書（横断図、縦断図）に示された寸法（基準高）の管理については、発注者と協議の上、管理を行うものとする（ばらつき判断の対象とする）。

注 1 協議の上管理となった場合は、検査の対象とする。

注 2 業者が独自で管理した測点は、測定数には含まない。

2. アスファルト舗装の表層工（上層路盤工）の基準高管理について

- ① 宇佐市では大分県を参考に管理基準を定めており、基準高管理については、その項目がないが、九州内で 2 県（福岡、長崎）基準高管理をしているという現状を踏まえ、基準高管理の必要な場合は、発注者と協議の上、管理を行うものとする（厚さのばらつき判断の対象とする）。

注 1 協議の上管理となった場合は、検査の対象とする。

注 2 規格値及び管理基準は、他県を準用するものとし、出典先を明示すること。

3. オーバーレイの場合

- ① 測点上に厚さの管理点が5点（中心、車道端、及びその中心）あった場合、ばらつきは一緒のばらつきとし、測定点は5点とする。（現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出）
- ② 断面状況で、間隔・測点数を変えることが出来る。
- ③ 厚さの管理基準は、-9であるため、ばらつき判断は、±9の50%、80%で判断する。

4. 全面的な舗装打換え工の場合

- ① 全面的な舗装の打ち換えは、新設と考え、アスファルト舗装工の基準を使っても良い。基準高の管理値は受注者の現地測量後の値として良い。
（既存舗装を剥いだ後の路盤高を参考に決定）
- ② 宇佐市では大分県を参考に管理基準を定めており、基準高管理については、その項目がないが、九州内で2県（福岡、長崎）基準高管理をしているという現状を踏まえ、基準高管理の必要な場合は、発注者と協議の上、管理を行うものとする（ばらつき判断の対象とする）。
注1 協議の上管理するとなった場合は、検査の対象とする。
注2 規格値及び管理基準は、他県を準用するものとし、出典先を明示すること。

5. ブロック積工（基準高）の場合

- ① 「施工延長が40m（測点間隔25mの場合は、50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所」となっているが、40m以内の設計図書（横断図、縦断の変化点・起点・終点）に示された寸法（基準高）の管理については、発注者と協議の上、管理を行うものとする（ばらつき判断の対象とする）。
注1 協議の上管理するとなった場合は、検査の対象とする。
注2 規格値及び管理基準は、他県を準用するものとし、出典先を明示すること。